



Headline News

大増税策があなたに問いかけるもの 投資理論から考えてみると...

あなたが何かに投資をするとして、

- (1) 1000万円の利益が確定している商品と
 - (2) 1200万円の利益が出る確率が85%あるが、利益がゼロになる確率も15%の商品があるとする。
- どちらに投資しますか？と問われたらどう答えるだろう。

もう一つ、こちらはどうかだろう。

2つのうち、どちらかに必ず投資をしなければならないとして選んでいただきたい。

- (A) この商品は損失が1000万円で確定している、
- (B) こちらの商品は、1200万円の損失を出す確率が85%あるが、ゼロに持ち込める確率も15%。さて答えは...

前者の質問に対するそれで圧倒的に多いのは(1)。とにもかくにも、利益を取りたいということらしい。ところが後者の質問に対しては、圧倒的に(B)を選ぶ人が多いという。

人々のこうした行動を分析したプロスペクト理論という投資理論によれば、人は利益についてはある程度の大きさで確定するのを好むが、損失は先送りにするか、何とか挽回しようとしてしまうのだという。

増税による影響は？

総じて4兆8200億円なり。第一生命経済研究所の首席エコノミスト、熊野英生氏は、サラリーマン(給与所得者)の給与所得控除など主要控除の見直し・縮減による増税額をこう試算する。

目的より手段が先行

増税の議論の根源は財政難である。約600兆円に及ぶ国債・財政投融資債の発行残を抱え、傍ら少子高齢化に人口減が進む中で年金、健康保険など社会保障費が急速に増大するという大問題である。税調は税の本源的機能の「回復」とともに、度重なる政策減税による控除の拡大でサラリーマンの所得税制が歪んでおり、「担税力の面で回復」が必要と見ているようだが、これらは「手段」にすぎない。

手段そのものにも「なぜ」と問いたい

法人税は既に所得税より税収も小さく、次第に基幹税の座から滑り落ち始めているが、クロヨンと称されるように中小企業の所得捕捉が弱く、結果として法人税収が落ちている部分をどうするのか。また、所得税改革を行うにしても、税調は「所得税の納税者の95.6%はサラリーマン」(石会長)として、控除見直しに取り組んでいるが、そこに富裕層課税の改革の視点は不要なのか。

納税者として、目先の損失回避に走るべからず

最後は、税の使い方である。国民所得に対する税、社会保障費などの国民負担率は45.1%(財政赤字を含む)。来年秋、小泉純一郎首相が退任した後には消費税の増税も動き出す。そこで、まさかとは思うが、所得税の大増税をいったん打ち出して、世論の反発とともに「消費税なら誰にも公平です」と、持ち出すようなことは...人は損失を回避したがるもの。それ故に失敗もする。プロスペクト理論が教えるのは、納税者として冷静に長期的な判断をする必要があるということだ。(2005年7月4日日経ビジネスEXPRESSより抜粋)

Information



電子帳簿

電子帳簿保存法が改正され、原本が紙の国税関係書類をスキャナに読み取り電子データによって保存することも可能になりました。改正電子帳簿保存法は、平成17年4月1日より施行されています。

C.P.A. OKI OFFICE



1. 保存義務のある帳簿書類および保存期間

適用法	対象帳簿書類	期間
法人税法	仕訳帳・総勘定元帳・補助元帳などの帳簿、貸借対照表・損益計算書などの決算関係書類 見積書・納品書・請求書・領収書・預金通帳・手形控などの証憑書類	7年
消費税法	仕入控除を受けるための要件として、原則として帳簿および請求書等の両方	7年
商法	商業帳簿および営業に関する重要書類	10年

2. 国税関係帳簿書類の電子データによる保存のための要件

- 1) 保存を行おうとする日の3ヶ月前までに所轄税務署長に申請書を提出し、承認を受けること。
- 2) 電子データを訂正・加除した場合に、その履歴がわかること。
- 3) ディスプレイやプリンターを備え付けて置くことなどの一定の要件。

3. スキャナ保存制度の創設

<対象となる書類>

請求書、納品書、検収書、注文書などの書類や3万円未満の契約書・領収書(写)。

<スキャナによる保存のための要件>

- 1) 3ヶ月前(平成18年3月31日までは5ヶ月前)までに申請書を提出し、承認を受けること。
- 2) 改ざん防止のため、電子署名とタイムスタンプによる作成者および作成日の証明などの一定の要件。

<まとめ>

電子データによる保存が可能な帳簿書類の範囲		改正前	改正後
自己が最初の記録段階から一貫してコンピュータを使用して作成した			
1) 仕訳帳・総勘定元帳などの帳簿、貸借対照表・損益計算書などの決算関係書類			
2) 取引の相手方に交付する請求書の控などの書類			
上記以外の紙が原本となる帳簿書類	仕訳帳・総勘定元帳などの帳簿、貸借対照表・損益計算書などの決算関係書類	×	×
	記載金額が3万円以上の契約書・領収書(写)	×	×
	上記以外の書類	×	

スキャナによる保存は書類ごとに選択できます。たとえば、契約書は紙で保存し、それ以外はスキャナによる保存など。

ちょっとコメント

家電製品は学生の頃のオーディオにはじまり、いまだに興味が残らない。休日で用事がないときなどは近所の量販店に足を運ぶことも多い。特に最近はテレビの大型化がめまぐるしく、液晶・プラズマ・プロジェクションなど様々な方式のテレビが展示販売されている。昔はテレビに関しては、S社の製品はブランド力があり、値引きも少なかった。しかも、他社の製品と比べても断然画像がきれいだった。

ところが、最近店員の説明を受けると液晶は昔二流のSH社の開発力がすごく売行きはダントツで、他社メーカーは韓国のメーカーなどに液晶をOEMして対抗しているらしいとのこと。プラズマは大手のM社が強い。他社もハードディスク付など企画商品で善戦しているとのこと。ちなみにS社のことを聞いてみたが、技術参入するのが遅れたため、どうも売れ筋ではないらしい。

このような話を聞くと、ブランド力は常に時代に流されやすいということを感じます。経営者の心得としては、顧客の要求や時代の潮流を感じ取り、すばやく判断し行動することが必要ようです。

会計事務所の経営も、顧客満足度を常に考え、拡大していきたいものです。(公認会計士・税理士 沖 祐治)